

第2号様式

随意契約の内容の公表

担当部課	上下水道部上水道課														
契約締結年月日	令和6年6月17日														
業務名	給水装置工事施行基準改定業務等委託														
業務の概要	<p>(1) 給水装置工事施行基準解説の改定業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法改正等に対応した給水装置工事施行基準解説の改定を行う。 <p>(2) 窓口対応サポート業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門的な知見や他市の事例をもとに、給水相談等における助言を行う。 														
契約金額(税込)	770,000円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。														
契約の相手方	株式会社ジオックス														
根拠規定	<p>地方公営企業法施行令21条の13第1項</p> <p>(該当する□欄に印をつけること)</p> <table border="1"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 第2号</td><td>その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第3号</td><td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第5号</td><td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第6号</td><td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第7号</td><td>時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第8号</td><td>競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。</td></tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 第9号</td><td>落札者が契約を締結しないとき。</td></tr> </table>	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。														
<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。														
<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。														
<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。														
<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。														
<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。														
<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。														
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	<ul style="list-style-type: none"> ・給水装置工事施行基準の作成及び更新を委託した業者であり、施行基準の内容及び背景を正しく理解している唯一の業者です。 ・窓口対応サポート業務においては、給水装置工事施行基準を理解し、適切な助言を行う必要があります。 ・上記業務が実施できる相手方が外に見当たらないため、随意契約を締結するものです。 														

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は上下水道部上水道課です。